

宇治川総合内水対策計画

平成 27 年 3 月

宇治川浸水対策調整会議

目 次

1. 流域及び河川の概要	1
2. 内水対策に関する現状と課題	5
2.1 洪水の概要	5
(1) これまでの浸水被害	5
(2) 平成 26 年 8 月台風 12 号による浸水被害	7
(3) 平成 26 年 8 月台風 11 号による浸水被害	8
2.2 治水事業の経緯	9
(1) 主な治水事業	9
(2) 仁淀川水系河川整備計画における宇治川流域の内水はん濫への対応	9
3. 宇治川総合内水対策計画	12
3.1 計画概要について	12
(1) 整備目標	12
(2) 整備方針	12
3.2 ハード対策	13
(1) 国土交通省による対策	13
(2) 高知県による対策	14
(3) いの町による対策	14
3.3 維持管理	15
3.4 ソフト対策	16
(1) 防災情報の提供	16
(2) 土地利用に関するルールづくり	22
(3) 地域防災力の強化	23
(4) その他	23
4. 今後の治水対策検討	23
4.1 モニタリング調査	23
4.2 二次内水による浸水対策	23
5. その他	24
附則	25

1. 流域及び河川の概要

宇治川は、一級水系仁淀川の一次支川で、いの町市街地を貫流している河川である。吾川郡いの町枝川(槌ノ木地区)を水源とし、いの町の平地部を西に流れながら、途中天神ヶ谷川、草稲川などの支川を合流した後、仁淀川左岸 9.8 km 地点付近に設置された宇治川樋門を介して本川に合流する流域面積 14.2 km²、流路延長 7.5 km の左支川であり、合流点から 3.3 km の区間を国土交通省が管理している。

いの町の市街地は、もともと平地部の中でも比較的地盤高の高い下流部に成立していたが、高知市に隣接(約 10 km)し、土讃線(JR 四国)、国道 33 号、とさでん交通電車軌道、高知自動車道などもあり、通勤などに便利なことから、昭和 50 年代より地盤高の低い上流部でも高知市のベッドタウン、また生活圏として急速に都市化が進んだ。

宇治川流域を含む旧伊野町では製紙業や農業が盛んで、約 1,000 年以上前には製造されていたと考えられている手すき和紙は今でも根強い人気があり、中でも土佐和紙は種類の豊富さと品質の良さに定評がある。また、宇治川上流域ではトウモロコシ、ショウガやイモ類の栽培が行われており、通称「きび街道」や日曜市(高知市)などに出店し人気となっている。

宇治川流域の平野部は、地盤高が仁淀川の計画規模の洪水時における水面より低いうえ、上流に行くにしたがって地盤が低くなるという極めて特殊な低奥型地形である。仁淀川の河床勾配が、上流部で 1/100~1/150 程度、下流部で 1/1,000 程度の急流河川に対して、宇治川の河床勾配は、1/2,000 程度と極めて緩いため水はけが悪く、仁淀川本川の影響などを受け、内水はん濫を引き起こしやすい地形となっている。

さらに、仁淀川流域は、年平均降水量が 2,500mm を越える全国でも屈指の多雨地帯であり、宇治川についても、降水量が多く、集中豪雨の発生しやすい気候特性を持っている。

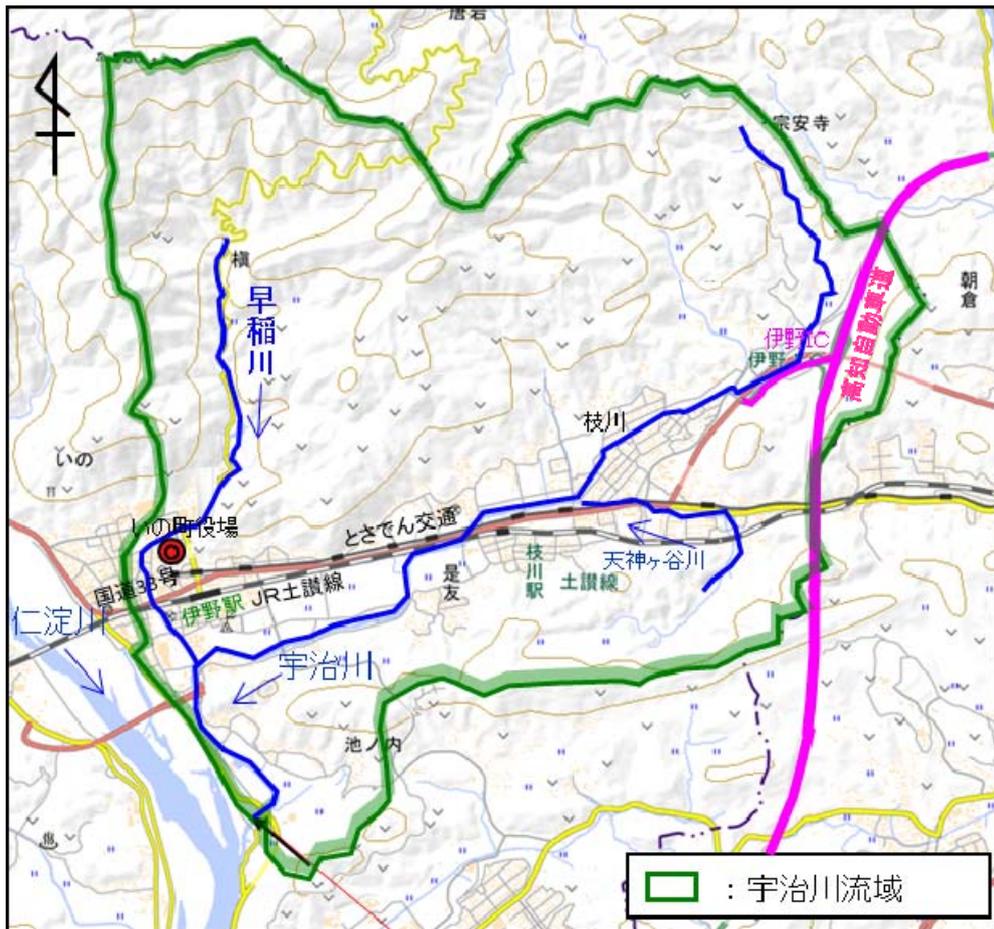
これらのことから宇治川流域は、古くより浸水被害に悩まされており、近年の都市化の進展により被害が深刻化し、浸水被害軽減に向けた抜本的対策が求められていた。

表 1.1 宇治川流域の概要

項目	内容	備考
流域面積	14.2km ²	
流路延長	7.5km	
流域内市町村	高知県いの町	
流域内人口	約 1.1 万人	
年平均降水量	約 2,500mm	枝川雨量観測所 H16~H25 年平均降水量
流域の主な産業	製紙業、農業	



図 1.1 仁淀川流域図



※ 国土地理院電子国土ポータル Web 地図利用

図 1.2 宇治川流域図

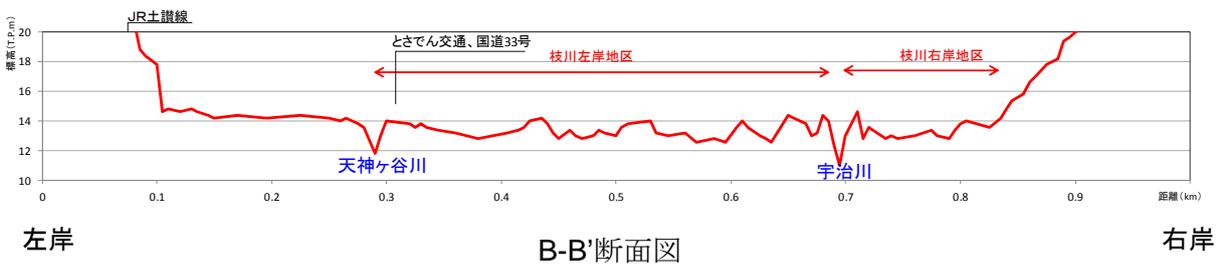
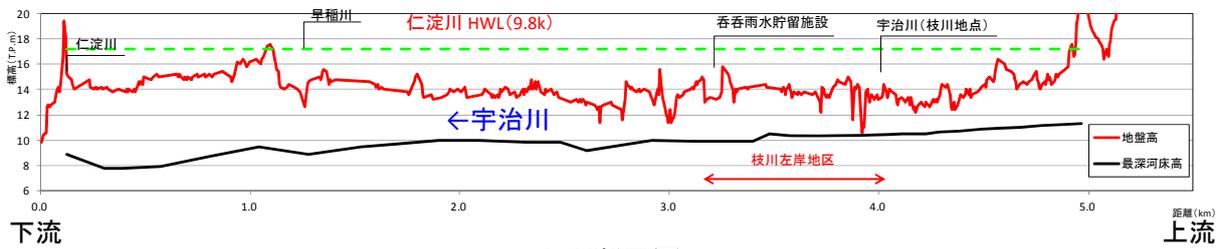
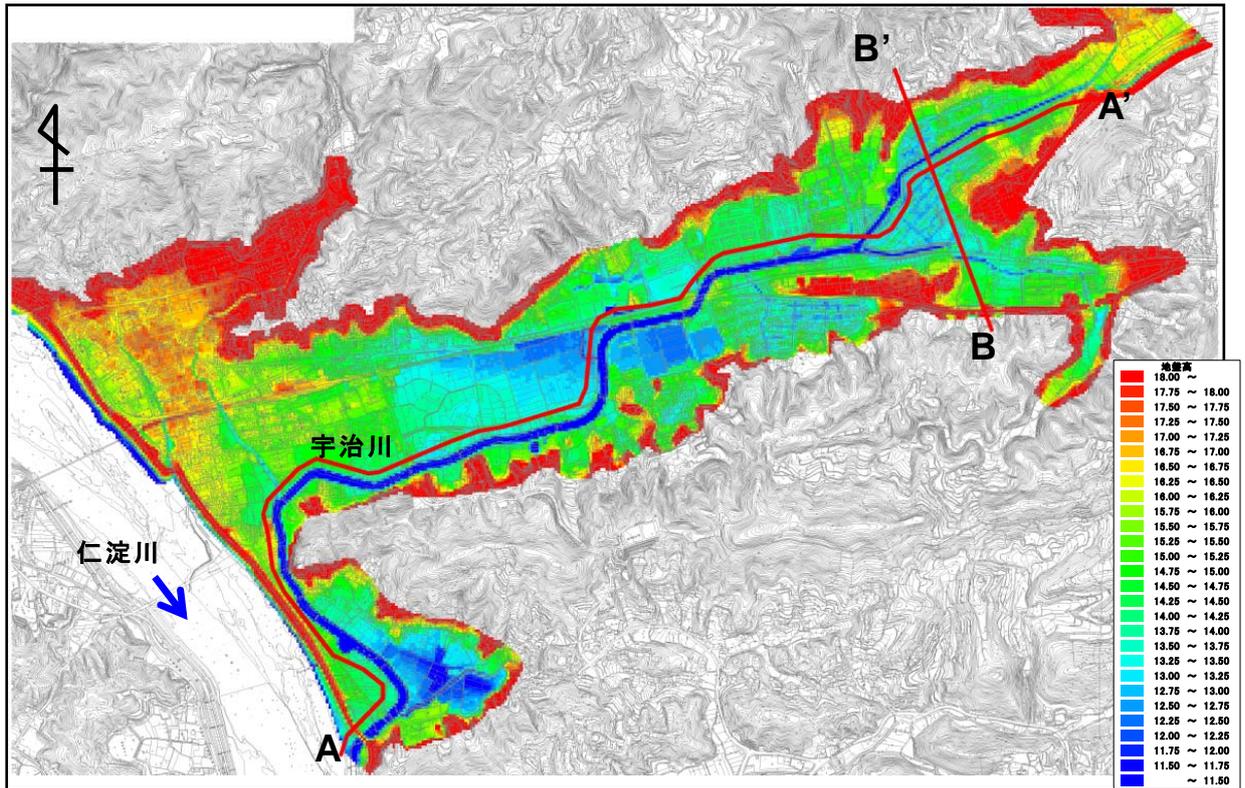
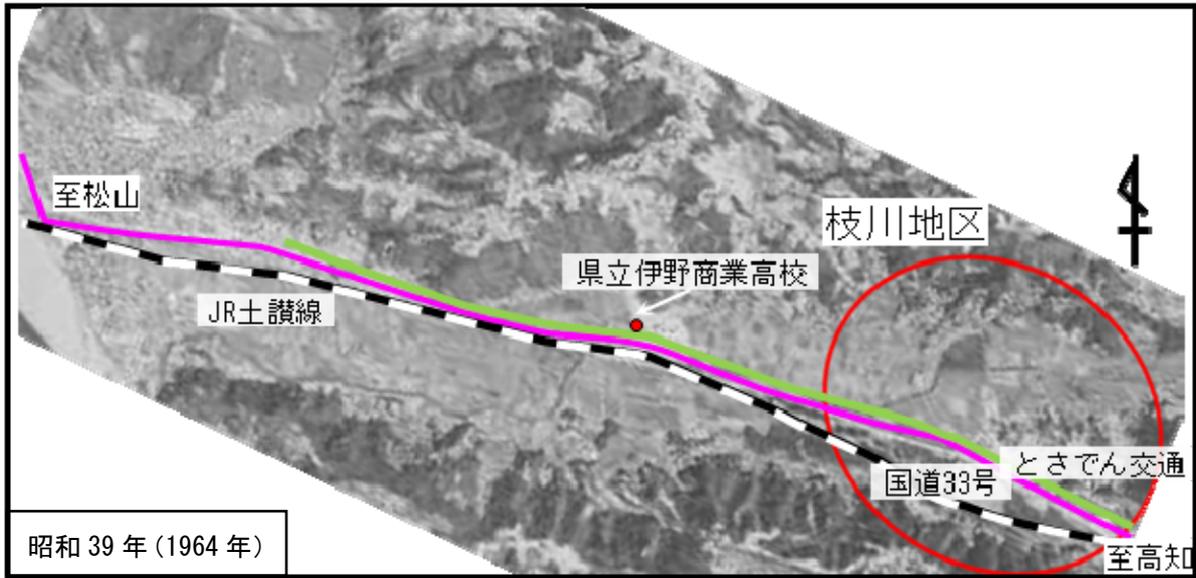
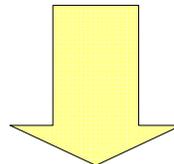


図 1.3 流域の地盤高図



凡例
 ○: 宅地化の進行が顕著な箇所



凡例
 国道33号
 県道388号
 とさでん交通

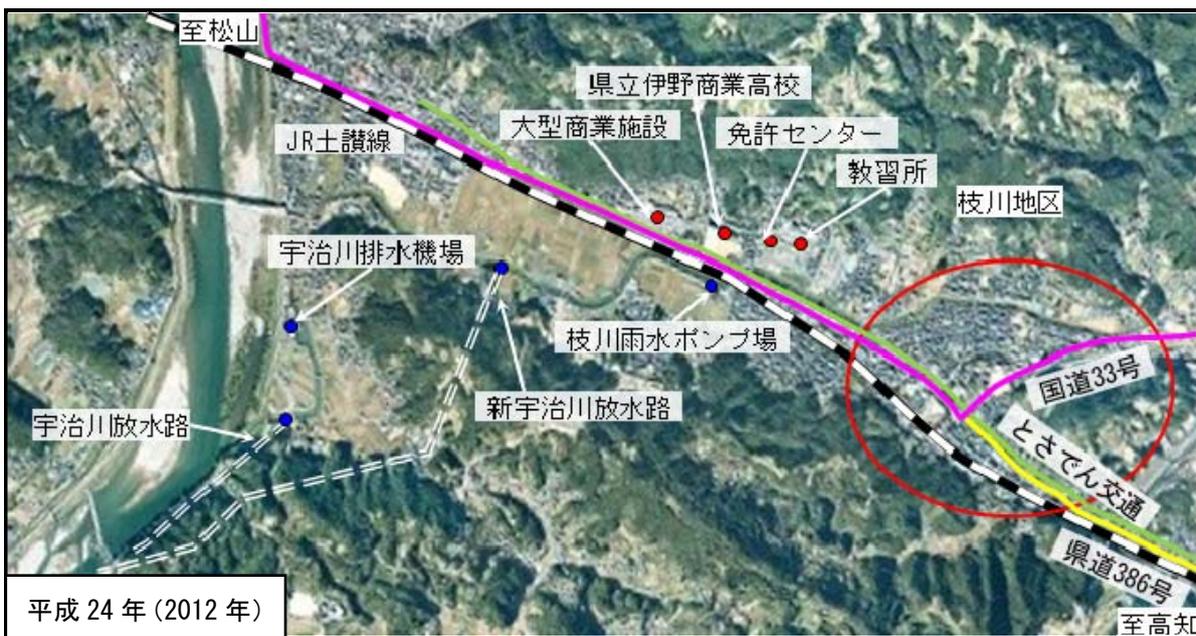


図 1.4 宇治川流域の開発状況の変化

2. 内水対策に関する現状と課題

2.1 洪水の概要

(1) これまでの浸水被害

宇治川流域では、これまで家屋浸水被害が毎年のように発生しており、特に、昭和 50 年 8 月には、約 2,700 戸が床上・床下浸水する大被害を受けた。この災害を期に、河川改修や排水機場建設、いの町による都市下水路施設の建設など、さまざまな治水対策が講じられたが、河川激甚災害対策特別緊急事業完了後の平成 5 年 11 月に再び甚大な床上浸水被害が発生した。

その後は、平成 7 年度から床上浸水対策特別緊急事業による新宇治川放水路の整備（平成 19 年完成）などにより、近年は浸水被害が発生していなかった。

しかし、平成 26 年 8 月の台風 12 号により、床上浸水 142 戸、床下浸水 114 戸、浸水面積 30.2ha の被害が発生した。

さらに、台風 11 号においても、床上浸水 9 戸、床下浸水 29 戸、浸水面積 15ha の被害が発生し、1 週間の内に 2 回もの甚大な浸水被害が発生した。

表 2.1 宇治川流域の浸水被害一覧（昭和 50 年～平成 26 年）

洪水発生日	発生要因	2日間雨量 伊野観測所 (mm)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	全浸水家屋 (戸)	洪水発生日	発生要因	2日間雨量 伊野観測所 (mm)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	全浸水家屋 (戸)
S50.8	台風5号	450	1,324	1,400	2,724	H5.11	低気圧	374	90	119	209
S51.9	台風17号	609	625	276	901	H6.7	台風7号	243	0	6	6
S53.7	豪雨	220	31	66	97	H9.9	台風19号	227	8	128	136
S54.10	台風20号	249	0	12	12	H10.6	梅雨前線	130	1	33	34
S55.5	豪雨	233	164	451	615	H10.9	秋雨前線	419	21	65	86
S55.8	豪雨	114	0	21	21	H11.6	梅雨前線	337	32	93	125
S55.9	台風13号	149	13	36	49	H11.7	台風5号	488	2	32	34
S56.8	台風18号	274	107	98	205	H12.11	台風20号	317	12	105	117
S57.8	台風13号	124	16	33	49	H13.10	秋雨前線	160	0	11	11
S57.9	台風19号	232	23	84	107	H14.8	豪雨	224	0	28	28
S57.11	豪雨	247	29	55	84	H14.9	豪雨	388	93	184	277
S59.8	豪雨	294	31	54	85	H15.8	台風10号	233	0	5	5
S60.9	豪雨	221	16	60	76	H16.8	豪雨	634	49	176	225
S60.10	台風5号	216	20	70	90	H16.9	豪雨	192	2	22	24
S62.7	梅雨前線	293	0	5	5	H16.9	台風21号	232	0	2	2
S63.6	低気圧	347	5	40	45	H16.10	台風23号	330	50	150	200
H2.6	豪雨	268	36	69	105	H19.7	台風4号	340	0	1	1
H4.8	豪雨	254	0	4	4	H22.6	豪雨	413	0	0	0
H5.6	豪雨	128	1	7	8	H22.10	豪雨	206	0	2	2
H5.7	梅雨前線	87	0	1	1	H26.8	台風12号	751	142	114	256
H5.7	台風5号	359	14	94	108	H26.8	台風11号	406	9	29	38
H5.8	台風7号	161	1	3	4						

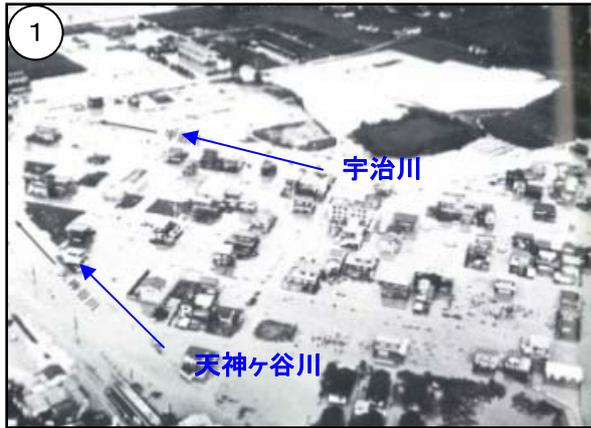


図 2.1 昭和 50 年 8 月浸水被害写真



図 2.2 平成 5 年 11 月浸水被害写真



図 2.3 平成 16 年 8 月浸水被害写真



図 2.4 平成 16 年 10 月浸水被害写真

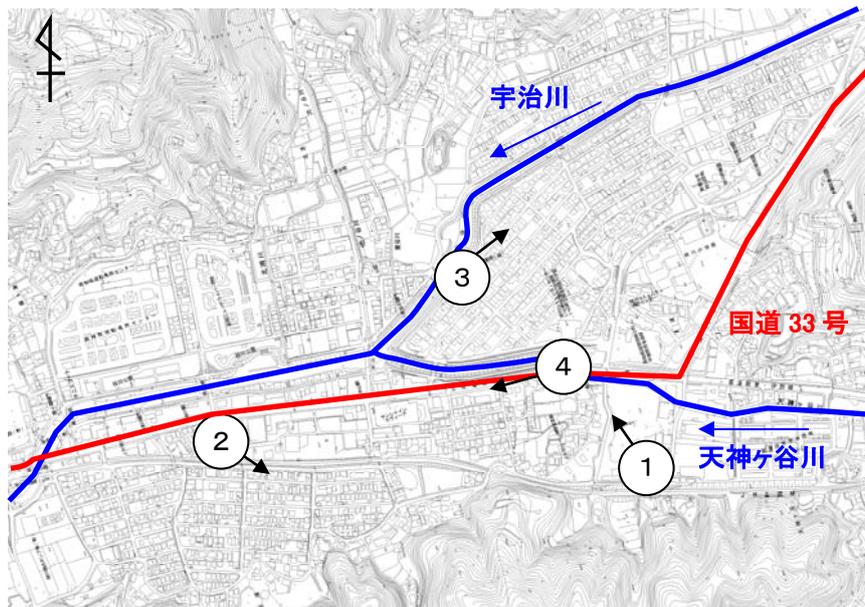


図 2.5 写真位置図

(2) 平成 26 年 8 月台風 12 号による浸水被害

平成 26 年 8 月台風 12 号では、浸水面積 30.2ha、床上浸水 142 戸、床下浸水 114 戸もの浸水被害が発生し、国道が約 2 時間、J R 土讃線が約 54 時間、とさでん交通が約 27 時間の通行止、運転休止になる洪水被害が発生した。

○平成 26 年 8 月台風 12 号の被害状況
 床上浸水戸数：142 戸 床下浸水戸数：114 戸 合計：256 戸
 浸水面積：30.2ha

通行止・運転休止期間

- ・国道 33 号(いの町枝川)：8/3(11:07)～8/3(13:00) 約 2 時間
- ・J R 土讃線(琴平駅～窪川駅)：8/3(6:00)～8/5(11:30) 約 54 時間
- ・とさでん交通：8/3(6:55)～8/4(10:08) 約 27 時間

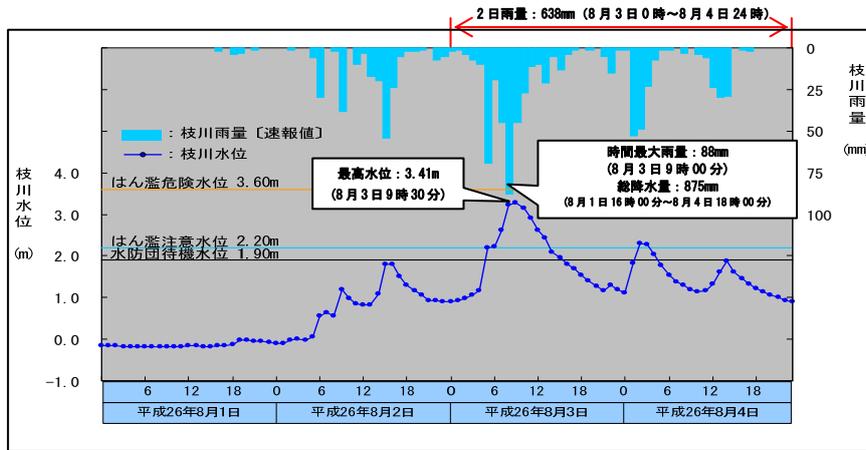


図 2.6 平成 26 年 8 月台風 12 号の浸水被害状況

(3) 平成 26 年 8 月台風 11 号による浸水被害

平成 26 年 8 月台風 11 号では、浸水面積 15.0ha、床上浸水 9 戸、床下浸水 29 戸もの浸水被害が発生し、国道が約 6 時間、J R 土讃線が約 36 時間、とさでん交通が約 40 時間の通行止、運転休止になる洪水被害が発生した。

○平成 26 年 8 月台風 11 号の被害状況

床上浸水戸数： 9 戸 床下浸水戸数： 29 戸 合計： 38 戸
 浸水面積： 15.0ha

通行止・運転休止期間

- ・国道 33 号(いの町幸町～大国町)： 8/10(3:55)～8/10(9:30) 約 6 時間
- ・J R 土讃線(琴平駅～窪川駅)： 8/9(5:00)～8/10(17:02) 約 36 時間
- ・とさでん交通： 8/9(18:00)～8/11(10:00) 約 40 時間

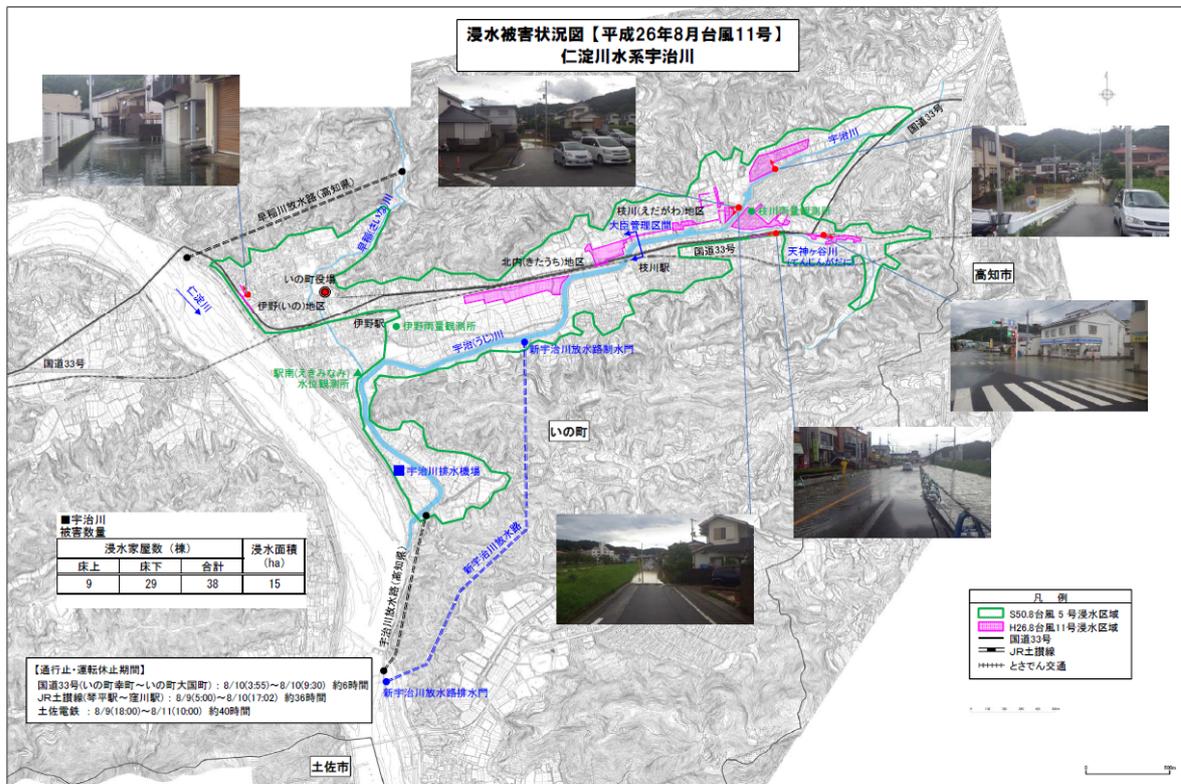
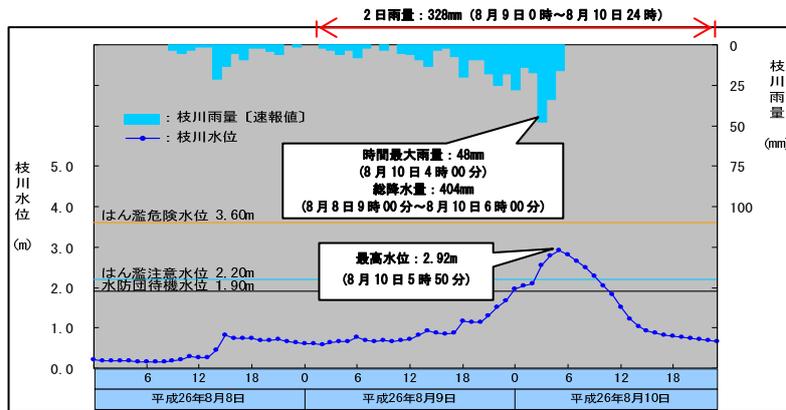


図 2.7 平成 26 年 8 月台風 11 号の浸水被害状況

2.2 治水事業の経緯

(1) 主な治水事業

宇治川の戦後からの改修は、昭和 21 年の南海地震を契機とする地盤沈下対策事業で始まった。この事業により宇治川放水路が設置され、狭間橋までの河道改修が行われた。

その後、昭和 48 年度に仁淀川合流点から 2.9km 区間が国管理区間に編入され(翌年 3.3km まで延伸)、昭和 50 年度に宇治川排水機場整備 (10m³/s) を完成し、目標治水安全度 1/5 での河道改修を昭和 60 年度まで継続的に行い完了した。特に、昭和 50 年 8 月の大水害を受け採択された河川激甚災害対策特別緊急事業での集中的な治水投資により、宇治川排水機場を増設 (20m³/s) するとともに河道改修を促進した。また、県管理区間でも、同時に河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、支川早稲川に放水路 (Q = 90m³/s) を完成させるとともに、国管理区間の上流側 500m 間の河道拡幅が概成した。

その後、平成 3 年度には、県管理区間の 800m が「ふるさとの川モデル事業」として着手され、90m³/s の流下能力をもつ河道が整備されることになった。国管理区間でも、平成 4 年度より 1.2km から 2.8km 間の河道拡幅を多自然型河川工法により実施した。このような、継続的な治水整備により浸水被害は軽減されたが、地形的要因などから浸水被害の解消には至らず、地盤高の低い上流部の開発などもあり、以後も毎年のように家屋浸水被害は発生した。

平成 5 年 11 月の大規模な浸水被害を契機として、宇治川流域の慢性的な浸水被害を軽減、解消することを目的に、平成 7 年度に、床上浸水対策特別緊急事業の採択を受け、平成 18 年度までに集中的に治水施設の整備を行った。既設の宇治川排水機場 (30m³/s) の南に宇治川第 2 排水機場 (10m³/s) を増設し、現在の合計 40m³/s として運用されている。さらに、宇治川 2.2km 地点を呑口として、最大 55m³/s の排水能力を持つ新宇治川放水路を新設した。併せて、上流部からの流出を滞留なくスムーズに下流へ導くことにより、宇治川排水機場や新宇治川放水路の排水機能を十分に発揮させるため、宇治川の断面積を広げる河道整備を行った。

また、いの町の都市下水路事業としては、呑呑雨水貯留施設が平成 3 年度に完成、平成 7 年度に枝川雨水ポンプ場が完成している。

(2) 仁淀川水系河川整備計画における宇治川流域の内水はん濫への対応

平成 25 年 12 月に策定された仁淀川水系河川整備計画における宇治川の内水はん濫被害への対応については、以下のとおり記載されている。

「今後の内水被害の状況を注視しつつ、家屋浸水被害が著しい場合は国土交通省、高知県及びいの町が連携し、必要な内水対策を行い、床上浸水被害の軽減・解消に努める。また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制などが必要である。このため、ハザードマップの活用、地域住民への啓発活動、浸水頻度や浸水の危険性が高い地域における土地利用規制などのソフト対策を、国土交通省及びいの町が連携して積極的に行う。既設の新宇治川放水路や宇治川排水機場などについては、適切な維持管理を行い、機能を維持する。」

表 2.2 治水施設の整備状況

年度	治水施設	事業名	備考
昭和 28 年度～41 年度	宇治川放水路他	地盤沈下対策事業（補助）	
昭和 39 年度～41 年度	宇治川樋門	直轄河川改修事業	
昭和 48 年度～50 年度	宇治川排水機場整備 (10m ³ /s)	同 上	
昭和 50 年度～51 年度	同 増 設 (+10m ³ /s・合計 20m ³ /s)	河川激甚災害対策特別緊急事業（直轄）	
昭和 51 年度～52 年度	同 増 設 (+10m ³ /s・合計 30m ³ /s)	河川激甚災害対策特別緊急事業（直轄）	
昭和 51 年度～56 年度	早稲川放水路（計画排水量 90m ³ /s)	河川激甚災害対策特別緊急事業（補助）	
昭和 54 年度～60 年度	宇治川暫定改修完	直轄河川改修事業	
平成 62 年度～3 年度	呑呑雨水貯留施設完成	都市下水路事業	
平成 4 年度～7 年度	宇治川改修再着手	直轄河川改修事業	多自然型川づくりによる河道改修
平成 3 年度～7 年度	枝川雨水ポンプ場完成	都市下水路事業	
平成 7 年度～12 年度	宇治川排水機場増設 (+10m ³ /s・合計 40m ³ /s)	床上浸水対策特別緊急事業	
平成 13 年度～19 年度	新宇治川放水路 (計画排水量 55m ³ /s)	同 上	

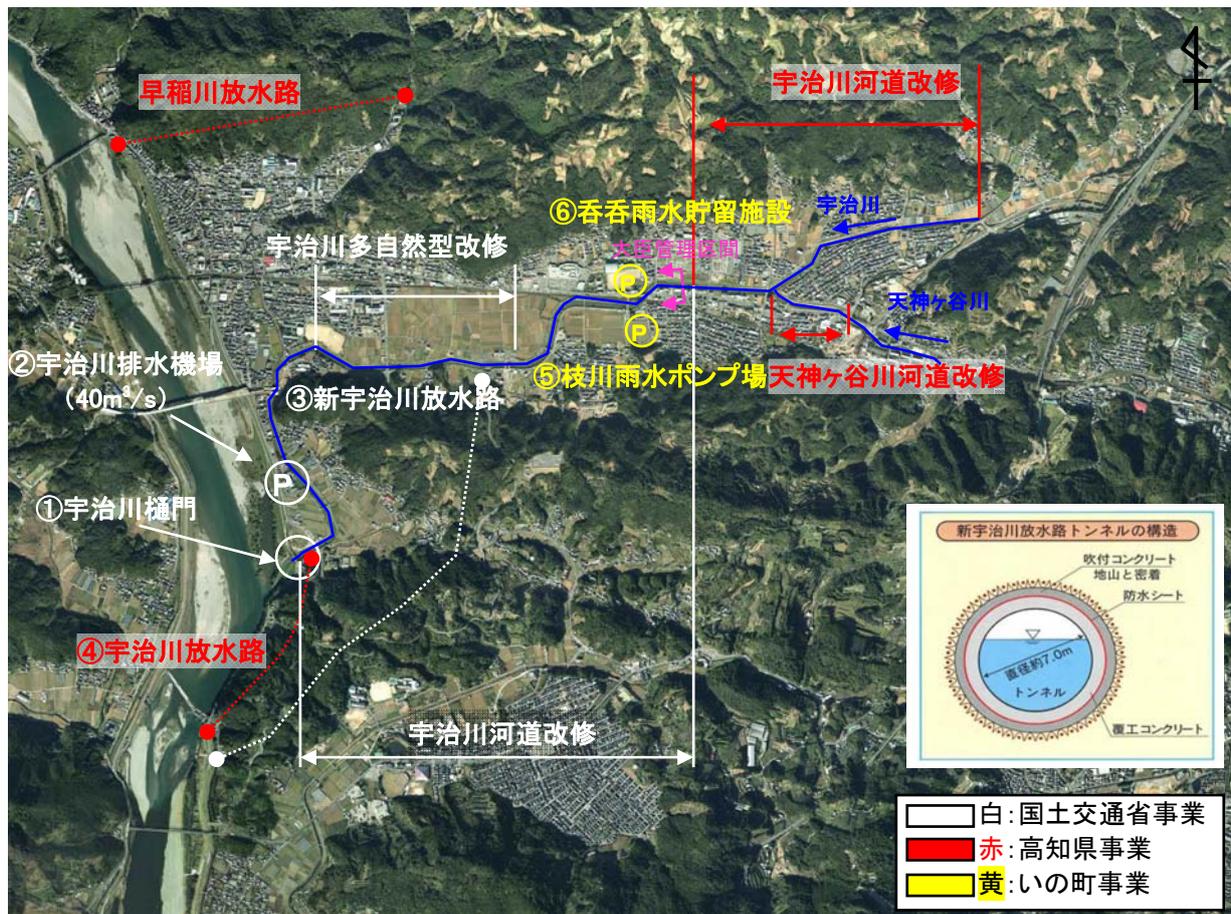


図 2.8 宇治川治水事業の位置図



図 2.9 宇治川樋門



図 2.10 宇治川排水機場



図 2.11 新宇治川放水路（呑口）



図 2.12 宇治川放水路（呑口）



図 2.11 枝川雨水ポンプ場



図 2.12 呑呑雨水貯留施設（呑呑樋門）

3. 宇治川総合内水対策計画

3.1 計画概要について

(1) 整備目標

国土交通省、高知県、いの町が連携して、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な内水対策を進めることにより、台風12号による床上浸水被害の解消を図るとともに、その機能を維持させる。

(2) 整備方針

ハード対策として、高知県は天神ヶ谷川の河川改修を行う。また、いの町は下水道施設の整備及び支川の河川改修により内水対策を行う。なお、国土交通省は、高知県及びいの町の整備による下流への流量増などに対応するため、宇治川排水機場のポンプの増設及び河道掘削を行う。さらに、整備後の内水安全度を低下させないように、地域住民への啓発活動など適切なソフト対策を国土交通省と高知県、いの町が連携して実施する。

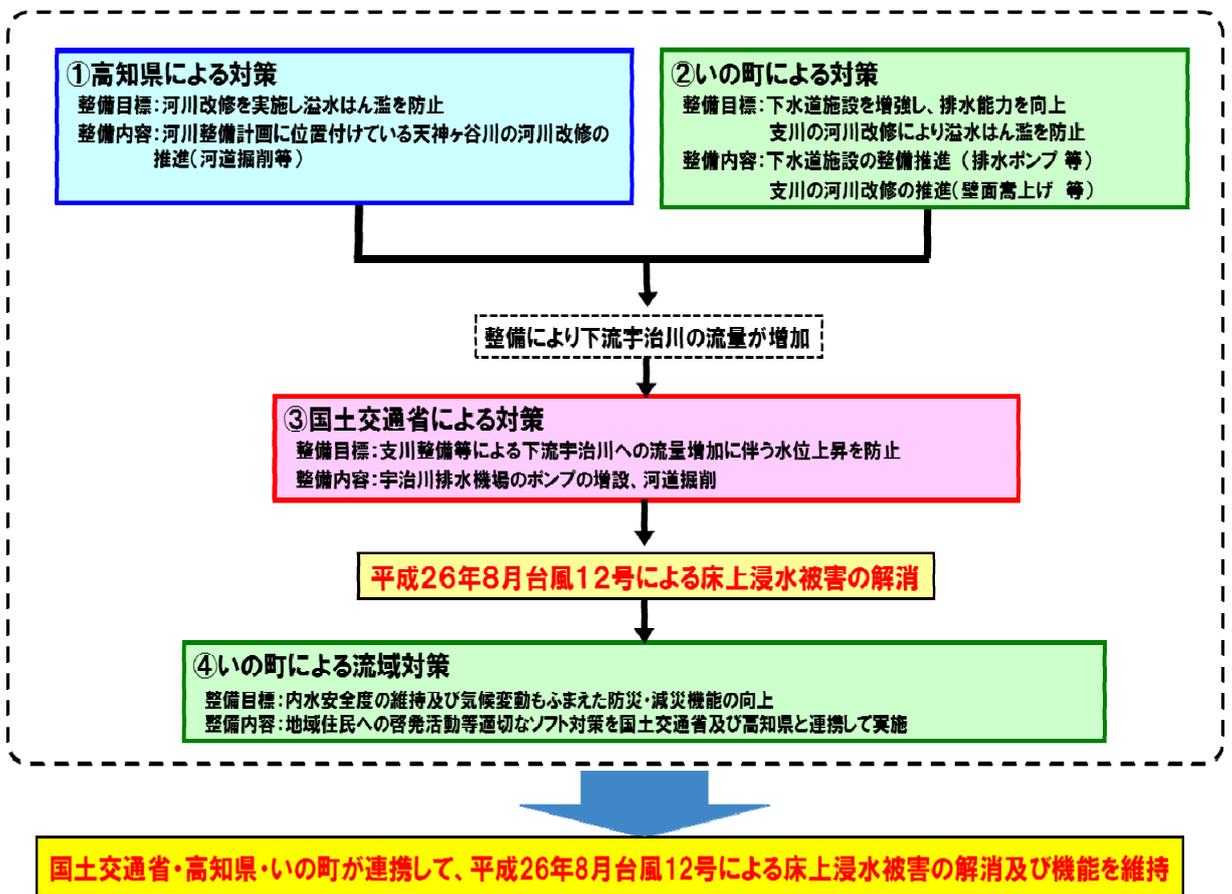


図 3.1 国土交通省・高知県・いの町による宇治川総合内水対策計画の整備方針

3.2 ハード対策

(1) 国土交通省による対策

高知県、いの町の整備による下流への流量増などに対応するため、宇治川排水機場のポンプの増設を実施する。

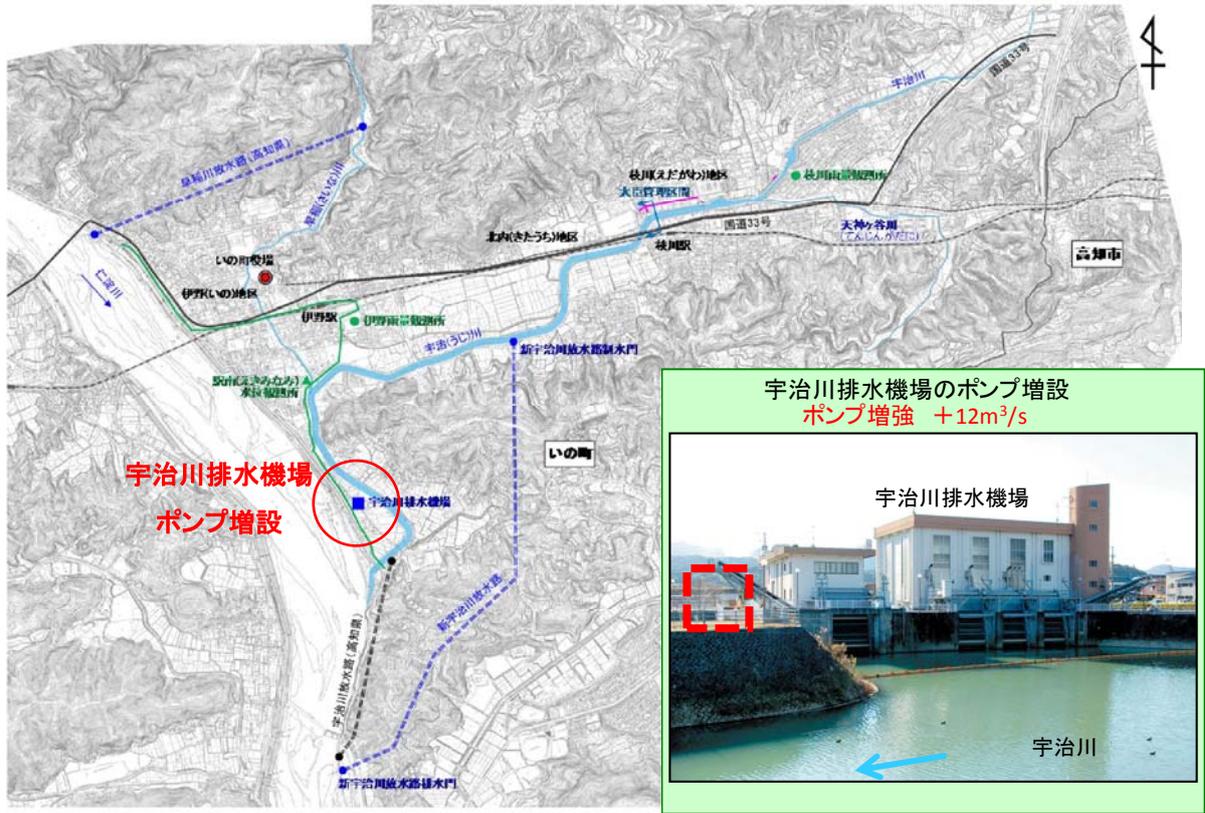


図 3.2 国土交通省による事業概要

(2) 高知県による対策

天神ヶ谷川未改修区間からの溢水はん濫を防止するために、河川整備計画に位置付けている天神ヶ谷川の河川改修（河道掘削など）を実施する。

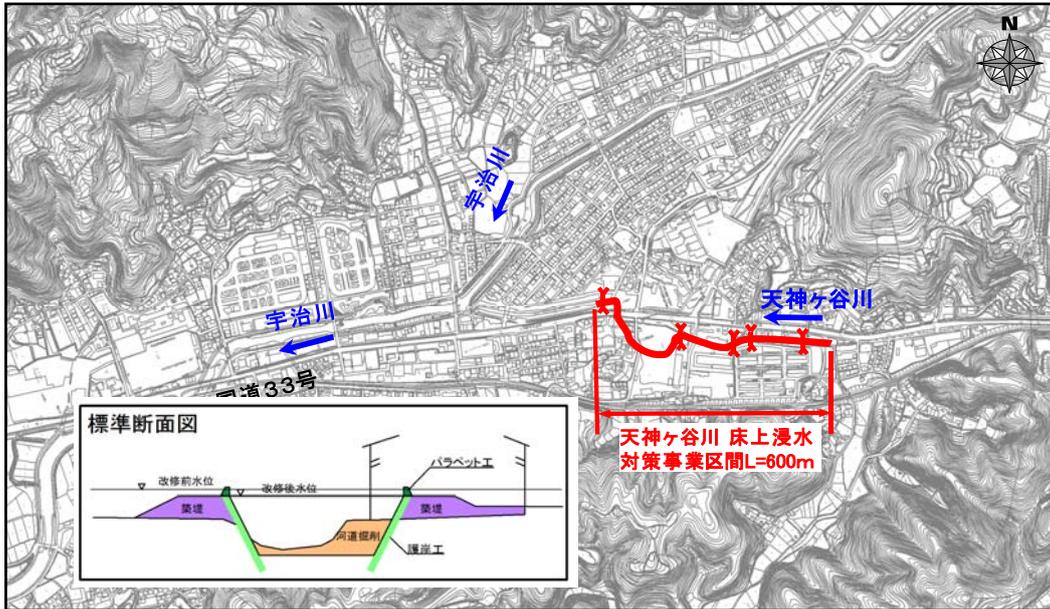


図 3.3 高知県による事業概要

(3) いの町による対策

下水道施設を増強及び排水ポンプを新設し、排水能力を向上させる。また、東谷川、池ノ谷川、北浦川の改修（壁面嵩上げなど）により溢水はん濫を防止する。

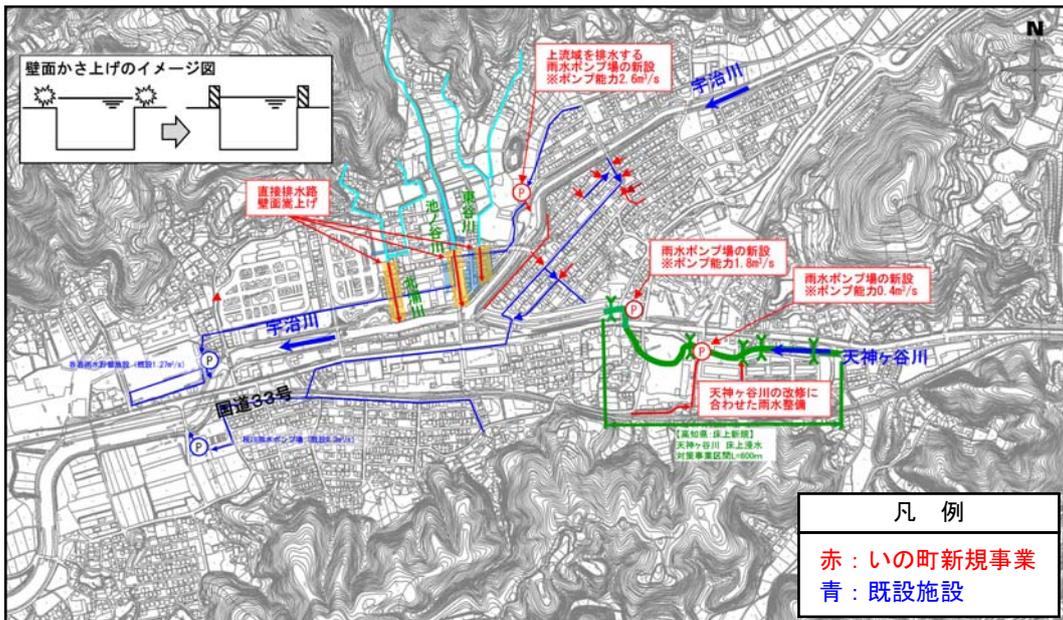


図 3.4 いの町による事業概要

3.3 維持管理

国土交通省、高知県管理の河川管理施設の維持管理は、仁淀川水系河川整備計画に記載の「河川の維持の目的、種類及び施行の場所」の内容に基づき、常に良好な状態を保ち、施設の機能が十分に発揮されるよう、適切に実施する。

いの町の管理施設（河川、下水道施設）の維持管理においても常に良好な状態を保ち、施設の機能が十分に発揮されるよう、適切に実施する。

このため、河川巡視・点検などにより河道や堤防・護岸などの河川管理施設、下水道施設の状況を把握し、洪水時に安全性が確保できるように努める。

3.4 ソフト対策

3.2に記載したハード対策の実施による、内水被害の軽減効果を将来にわたり維持するとともに、既に顕在化している雨の降り方の変化も踏まえ、施設機能を超過する降雨などに対して社会全体で対応することが必要であることから、適切なソフト対策を着実に推進することにより、宇治川流域の防災・減災機能の向上を図る。

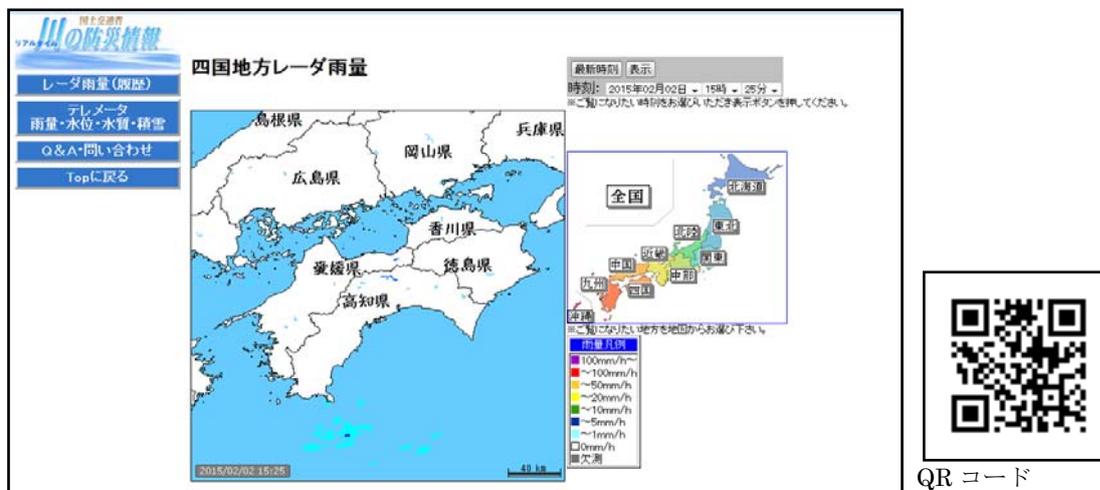
表 3.1 ソフト対策

項目	概要	実施主体
(1) 防災情報の提供	1). レーダ雨量による降雨量分布の監視及び情報提供	国土交通省
	2). 河川の水位・雨量などの情報提供	国土交通省・高知県
	3). いの町枝川地区高度雨水情報システム	いの町
	4). 災害情報のメール配信サービス	いの町
	5). 宇治川流域洪水ハザードマップの活用	いの町
	6). 新宇治川放水路閉鎖時の注意喚起	国土交通省・いの町
	7). 量水標の設置	国土交通省・高知県・いの町
	8). 主要箇所への実績浸水深などの標示	いの町
(2) 土地利用に関する ルールづくり	1). 新たな建築に関するルール	いの町
	2). 土地利用に関するルール	いの町
	3). 流域における流出抑制策	いの町
(3) 地域防災力の強化	1). 地域防災力強化の取り組み	いの町
(4) その他	1). 排水ポンプ車等に関する連絡体制の確保	国土交通省・いの町

(1) 防災情報の提供

1) レーダ雨量による降雨量分布の監視及び情報提供

レーダ雨量による地域の降雨量分布の監視、リアルタイム降雨情報の発信などにより、大雨の情報提供を行う。



URL : <http://www.river.go.jp/>

図 3.5 川の防災情報 (国土交通省HP)

2) 河川の水位・雨量などの情報提供

洪水時には、河川の水位や雨量、洪水予報、被害状況などの各種河川情報を一元的に収集し、地方公共団体の防災機関、地域住民へ情報提供する。

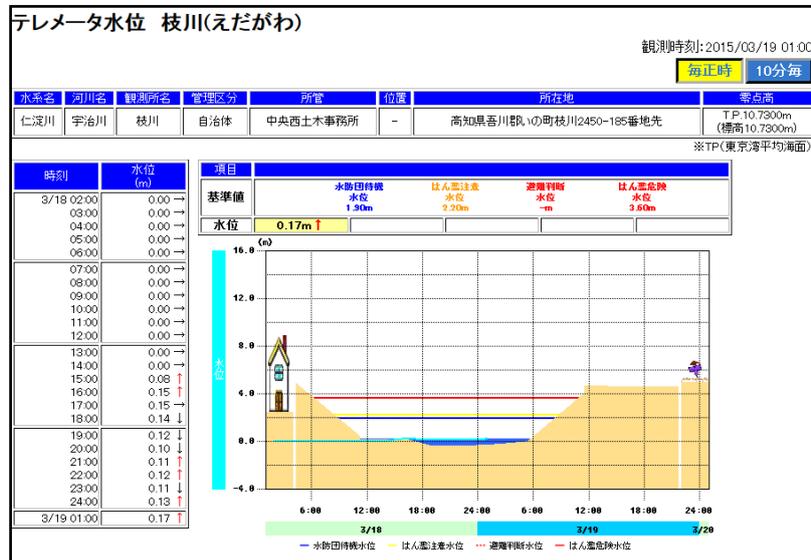
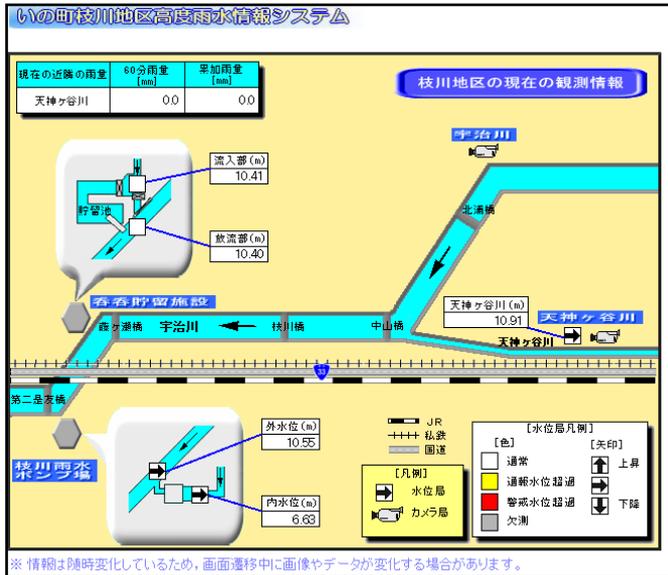


図 3.6 川の防災情報（国土交通省HP）

3) いの町枝川地区高度雨水情報システム

防災力強化の取り組みとして、「いの町枝川地区高度雨水情報システム」をいの町ホームページ上で公表し、リアルタイムの雨量、水位のデータ及びライブカメラ画像を配信する。



URL : <http://www2.town.ino.kochi.jp/usui/index.html>



図 3.7 いの町枝川地区高度雨水情報システム (いの町 HP)

4) 災害情報のメール配信サービス

情報伝達体制強化の取り組みとして、災害情報や気象情報などのメール配信を行う。

図 3.8 いの町メール配信サービス (いの町 HP)

5) 宇治川流域洪水ハザードマップの活用

宇治川流域洪水ハザードマップを活用し、浸水被害想定及び避難に関する情報などを住民に提供する。

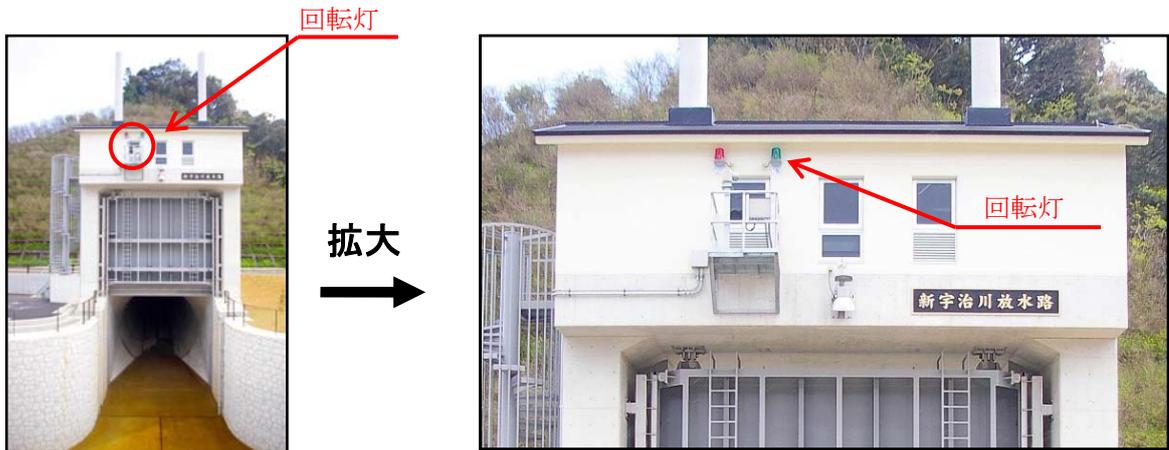


6) 新宇治川放水路閉鎖時の注意喚起

洪水時に新宇治川放水路が閉鎖し、内水被害発生の危険があるときは、電光掲示板や地区放送などにより、住民への注意喚起を行う。



図 3.9 電光掲示板



※ 放水中は、呑口制水門上部の緑色回転灯が回転し、閉鎖時は赤色回転灯が回転する。

図 3.10 制水門回転灯（新宇治川放水路呑口）

7) 量水標の設置

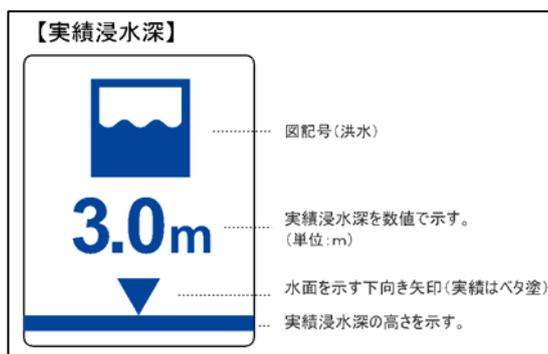
洪水時に川の水位状況を確認できるよう階段などの河川構造物に量水標を設置する。量水標の設置によって、流域住民が、自分の目で降雨時の水位状況を現地から確認することが可能となり、洪水時の自主的な避難や地域の水害対応に広く役立てる。また、流域住民が平時から量水標を目にすることにより、洪水災害に対する危機意識の高揚を図る。



図 3.11 量水標の設置のイメージ

8) 主要箇所への実績浸水深などの標示

過去の豪雨による実績浸水深を浸水想定区域内の主要な箇所に標示し、過去の区域内の浸水被害について認識することにより、日頃から防災意識の高揚を図る。



「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」より抜粋

図 3.12 実績浸水深の標示のイメージ

(2) 土地利用に関するルールづくり

1) 新たな建築に関するルール

国、県、町の浸水対策事業の整備後、再び平成 26 年台風 12 号豪雨と同様の豪雨が発生した場合においても、床上浸水被害を発生させないため、ハード対策との整合性を図り、浸水が想定される危険区域及び水位などを設定し、今後新たに居宅を建築する場合には、居室の床の上面を一定の高さ以上に規制する条例を整備する。

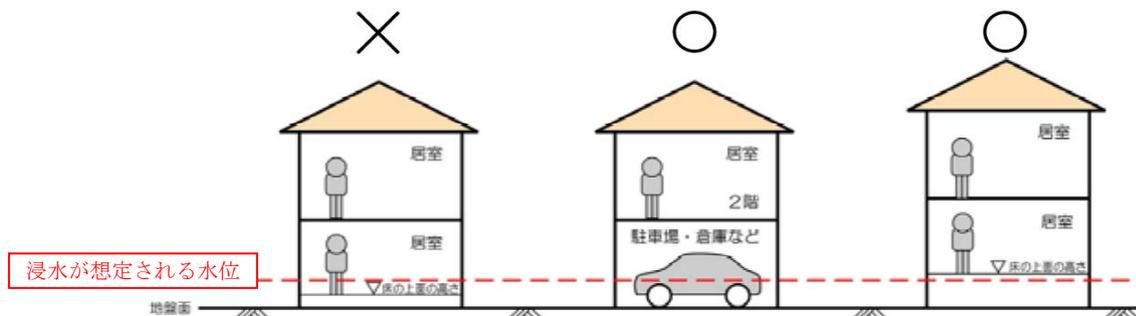


図 3.12 新たな建築に関するルールのイメージ

2) 土地利用に関するルール

伊野町宇治川流域盛土指導要綱（昭和 62 年 10 月 1 日施行）に則り、宇治川流域の治水安全度を維持するため、新たな盛土が流域の浸水区域を増大させ、浸水被害の増大をもたらすことを防ぐものとする。

■伊野町宇治川流域盛土指導要綱（抜粋）

- ・【要綱第 3 条】盛土規制の対象区域は、新たな盛土が既往の浸水区域を増大させないとの観点から、宇治川流域整備計画で定める重点整備区域（別図-1）とする。
- ・【要綱第 4 条】
 - 1 規定する対象区域において、原則として現地盤高プラス 50cm の盛土を限度としてこれ以上の盛土を規制するものとする。ただし、次号に掲げる場合はこの限りではない。
 - (1)事業者が開発面積 1ha 当たり 250m³ の貯留施設を設置する場合
 - (2)事業者が各戸貯留、棟間貯留等の特別な対応措置をする場合
 - 2 公共事業以外の事業で開発面積が 2000 m²以下の盛土をする場合には、前項の規定は適用しないものとする。

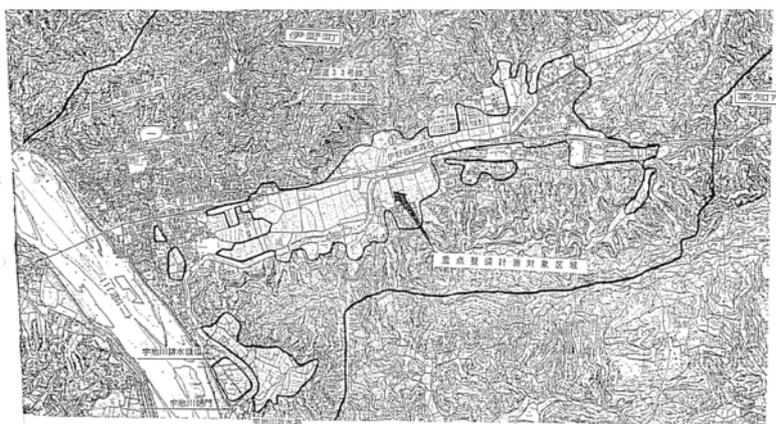


図 3.13 伊野町宇治川流域盛土指導要綱 別図-1

3) 流域における流出抑制策

伊野町宇治川流域盛土指導要綱を活用し、雨水や氾濫水を一時的に貯留する機能を有している農地などについて現状の遊水機能の維持に努めるとともに、農地などの盛土行為に対する規制を行い、遊水機能減少の抑制を図る。

(3) 地域防災力の強化

1) 地域防災力強化の取り組み

住民の防災への意識向上に向けた取り組みとして、河川構造物への量水標の設置や主要箇所への実績浸水深などの標示を行い、平常時から住民自身の自助意識、防災意識の向上を図る。

また、浸水被害の軽減を図るため、いの町と宇治川流域各自主防災防災組織が協力しながら、地域防災力の強化を図る。

(4) その他

1) 排水ポンプ車等に関する連絡体制の確保

宇治川排水樋門、新宇治川放水路が閉鎖し、内水はん濫が懸念される場合、国土交通省所管の排水ポンプ車の出動手配等を迅速に行えるよう、関係機関との事前調整、緊急時の連絡体制を整備する。

4. 今後の治水対策検討

4.1 モニタリング調査

今後の浸水被害の発生において、浸水の実態や被害発生要因の把握及び既設の内水排除施設の効果の検証のために、河川及び流域内の各地点の水位・流量観測施設での水文観測を継続し、各種の水文データを蓄積する。

4.2 二次内水による浸水対策

宇治川に流入する支川・排水路における二次内水による浸水被害に対して、浸水被害の発生要因や氾濫特性の十分な把握に基づく浸水対策検討を実施するとともに、必要に応じて支川や下水路の効果的な対策を推進する。

5. その他

本計画は、平成 26 年 9 月に設置した「宇治川浸水対策調整会議」において、国土交通省・高知県・いの町でとりまとめたものであり、計画の実施にあたっては、各機関が連携し着実な進捗を図るとともに、対策スケジュール・内容の具体化や対策内容の追加・見直しなどが必要となった場合は、適時、本計画を改定・公表するものとする。

また、国土交通省においては、新たなステージに対応した防災・減災対策のあり方や水災害分野における気候変動適応策のあり方など、今後の防災・減災に向けた議論が進められているところであり、今後の国による新たな施策や制度の状況を注視し、有益なものについては本計画に位置付け、適切な実施を図るものとする。

附則

策定及び改定経過		
区 分	年 月 日	備 考
策 定	平成 27 年 3 月 31 日	「宇治川総合内水対策計画」

宇治川浸水対策調整会議 委員		
いの町	高知県	国土交通省
いの町長	河川課長 中央西土木事務所長	河川調査官 高知河川国道事務所長